

## 虐待防止委員会等に関する臨時総会が開催

### 厚生労働省へ要望書の提出！ 時間いっぱいまで意見交換

7月26日(火)、午前中に FH 協議会「臨時総会」が開催、15時から厚生労働省へ FH 役員7名、広報から1名の8名で FH の要望書を「子ども家庭局家庭福祉課」に提出しました。今回は厚生労働省の人事異動もあり、初めての河村のり子課長さんなど多くの職員の方々が参加してくださいました。

まずは臨時総会の結果から

11時より、東京の会場を設定し臨時総会が開催。

1号会員365、2号会員10、計375会員のうち総会出席者9名、葉書による議決権の行使286会員の計295で臨時総会が成立しました。

決議事項は、第1号議案、虐待防止委員会の設置及び予算案の件 第2号議案、定款変更の件 でしたが、すべて承認されました。総会后、短時間ではありましたが、これからのファミリーホームの在り方について、意見交換が行われました。

厚生労働省への要望書の提出では、次の12項目について北川会長を中心に役員から説明をしました。

1. 小規模な養育環境の実現（子ども4人の措置であっても、運営できるように）
2. 子ども達の養育充実のための事務費保護単価改定について
3. 家庭養護でありつつ第二種社会福祉事業であることについて
4. 措置児童数について
5. 障害児やケアニーズの高い子どもへの手厚い対応について
6. 児童養護施設等体制強化事業の推進について
7. 高校生の措置費充実について
8. 乳幼児受け入れ加算について
9. 18歳以降の子どもへの支援について
10. 措置延長終了後の社会的養護自立支援事業で22歳までの医療費支給について
11. ファミリーホームにかかる修繕費の支弁について
12. 養育補助者の勤務経験を養育者の要件として認めることについて





要望書の説明後、臨時総会で虐待防止委員会の設置等についてが、承認されましたので厚生労働省にも趣旨、設置の説明。FH 協議会、厚生労働省とで「家庭養護の虐待防止マニュアル作成」「家庭養護に則した虐待に関するガイドライン」を行政と現場の意見を一致させるためにも、一緒に作っていただけないか と要望しました。

→ 厚労省子ども家庭局の方々

## その他にも

- ・施設等が中心に設計されている措置費制度の格差、在り方
- ・手帳の取得、病院の受診までは繋がらない境界域・発達障害の児童の自立支援
- ・児童が減った時の運営の危機
- ・FH の保育所利用はどのような場合に認められるのか、厚生労働省の見解を示して欲しい
- ・持ち家で運営している FH への支援(子どもがいつでも帰って来れるように確保している FH の思い)
- ・FH 制度施行から13年経過し、当初の設計よりも家庭養護を取り巻く環境の変化、子どもの難しさが変わってきており、FH の疲弊と制度の再スタート等についても意見交換が行われました。

河村課長からは全体を通して、制度の根幹から考えないといけないものから、スピーディーに対応できる可能性があるものがあるので優先事項を定めながら対応していきたい。また、FH 制度に関わる「勉強会」についても意見交換を行い、テーマを絞って会の持ち方を検討したい と前向きなお話がありました。



(河村のり子課長)



要望書を手渡す北川会長